

達示第1号
令和4年1月4日

名古屋拘置所長

「所内生活のしおり（死刑確定者用）」を発行することについて
標記について、別添のとおり定めたので、遺漏なきを期されたい。
なお、令和2年10月8日付け達示第9号「「所内生活のしおり（死刑確定者用）」
を発行することについて」は廃止する。
おって、一宮拘置支所及び半田拘置支所については、本達示に準じて運用する。

死刑確定者用

所内生活のしおり
遵守事項

名古屋拘置所

第1 はじめに

1 しおりの目的

あなたは、法律に基づいて裁判を受けていましたが、その結果、刑が確定しました。

おそらく、家族のことやその他いろいろと心配や悩み事がたくさんあると思いますが、いたずらに悩み焦ることなく、落ち着いて生活してください。

当所には、未決の人達や、懲役等の刑が確定して移送を待っている受刑者など、多くの人が収容され、共同生活が営まれています。したがって、お互の立場を理解し合い、今まで以上に尊重し合って生活することが必要です。

以上の趣旨を踏まえ、収容生活において認められていること、認められないことなど生活の基準を具体的に定めたものが、この「所内生活のしおり」です。

あなたは、法律の趣旨に則り、当所の生活では、単独処遇が原則となり、社会における個人の生活とは異なり、必要な制限を受けることになりますが、その意味を理解し、法令やこの所内生活のしおりに従った、良識のある収容生活を送ってください。

2 用語の説明

生活する上で聞き慣れない言葉があると思いますので、簡単に説明します。称呼番号 各自に付されている番号をいいます。収容中、名前と同様に用いるので覚えておいてください。

領置 金銭や物品を当所で保管することです。このうち、お金の領置金、物品を領置品といいます。

保管私物 所内で使用し、又は摂取することができる物品のことを
いいます。この物品は、皆さんに渡しますので自分自身で
管理してください。

他者への交付 領置中 又は自分で保管中の金品について、家族、知人
など特定の外部の人に交付又は郵送により渡すことをいい
ます。

廃棄 領置に不適当な物品、不要になった物品を定められた
手続により処分することをいいます。

自弁 所内で使用したり摂取することができる物品で、自分
のお金で購入したり、外部の人に差し入れてもらった
ものをいいます。

備付書籍等 当所所有の図書であり、希望により貸与することができます。

日刊通常新聞紙 時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙のこ
とをいいます。一般的に、政治、経済、スポーツ、事件
など各種時事に関する事項を網羅している新聞紙のこと
をいいます。

日刊特別新聞紙 にかんつうじょうしんぶんし
日刊通常新聞紙以外の新聞紙をいいます。

願籤 頼い出のための用紙をいいます。

指印 願籤や訴訟書類等に印鑑の代用として押す左手
人指し指の印をいいます。

自己契約作業 請負契約に基づき、余暇時間帯等に行う物品の製作そ
の他の作業をいいます。施設は、業者との仲介をします。
作業内容は、施設の規律及び秩序の維持その他管理
運営上支障を生ずるおそれがないものとなります。

認書 訴訟書類や手紙を作成することをいいます。

交 談	たにん はなし 他人と話をすることがあります。
検 査	しんたい ちゃくい しょじひん きょしつとう けんさ 身体, 着衣, 所持品, 居室等を検査することをいいます。
郵 券	ゆうびんきって ゆうびんしょかん 郵便切手, はがき, 郵便書簡をいいます。
調 査	じゅんしゅじこうとう いはん また いはん うたが 遵守事項等に違反し, 又は違反した疑いがあるとき, じじつかんけい ちょうさ こくち そち その事実関係を調査するために告知される措置をいいます。
懲 罰	ちょうさ うえ とうしょ きりつ いはん みと 調査の上, 当所の規律に違反したと認められたとき, しょてい てつづき へ か ぎょうせいじょう せいさい 所定の手続を経て科される行政上の制裁をいいます。
不服申立て	じぶんじしん たい とうしょ そ ちまた しょぐう ふふく 自分自身に対する当所の措置又は処遇に不服があるとき, さだ てつづき したが ふふく しょちょう かんさかん 定められた手続に従ってその不服を所長, 監査官, きょうせいいかんく ちょう また ほうむだいじん もう た 矯正管区長, 又は法務大臣に申し立てることをいいます。
仮就寝時間	しゅうしん さ つか じかん 就寝しても差し支えない時間をいいます。
本就寝時間	しゅうしん じかん 就寝しなければならない時間をいいます。
教 誨	ひ しゅうようしゃ たい せいしんてき りんりてき しゅう きょうてき 被収容者に対して, 精神的, 倫理的, 宗教的な きょうか おこな 教化を行なうことをいいます。

もく
じ
次

第1 はじめに

1 しおりの目的

2 用語の説明

第2 所内の生活動作

1 一般的心得

(1) 居室

(2) 言葉遣い

(3) 交談

(4) 衣類等の検査

(5) 連行

(6) 届け出

(7) 服装

(8) その他

2 動作時限

3 居室動作

(1) 清掃等

(2) 起床

(3) 点検

(4) 食事

(5) 間食

(6) 室内運動

(7) 午睡

(8) 座席

(9) 備品等

- (10) 手洗い等
- (11) 洗濯
- (12) 報知器
- (13) 願せん
- (14) 筆記
- (15) ラジオ放送等
- (16) 囲碁・将棋
- (17) 就寝
- (18) 居室検査
- (19) 自己契約作業

第3 保健衛生

1 医療

2 屋外運動

(1) 実施日時

(2) 場所

(3) 運動器具

(4) 医療上の制限

(5) その他

3 入浴

(1) 実施日時

(2) 場所

(3) 医療上の制限

(4) その他

4 洗濯等

(1) 有料洗濯

(2) 無料洗濯

(3) その他

5 調髪

(1) 調髪

(2) その他

第4 宗教教誨

第5 図書・新聞紙等

1 自弁書籍

(1) 所持冊数

(2) 閲読期間

(3) 閲読の許可基準

(4) その他

2 備付書籍等

(1) 所持冊数

(2) 閲読貸与期間

(3) その他

3 新聞

(1) 購読部数

(2) 購読申込み

(3) 購読料の支払

(4) 閲読の許可基準

(5) 通常紙以外の新聞紙

(6) 廃棄

(7) その他

4 パンフレット類

(1) 所持部数

(2) 閲読の許可基準

(3) 廃棄

(4) その他

5 写真

第6 面会と手紙

1 面会

(1) 面会場所

(2) 面会時間

(3) 面会回数と人数

(4) 面会時の携行物

(5) 面会の停止等

2 手紙等

(1) 筆記場所

(2) 発信日時

(3) 発信回数等

(4) 便せん枚数

(5) 郵券

(6) 内容検査

(7) 代筆

(8) 発信住所

(9) 外国語

(10) 来信の所持

(11) その他

第7 領置等

1 領置

2 保管私物

3 差入れ

4 購入

5 他者への交付 (宅下げ)

第8 賞罰

1 賞

2 懲罰

(1) 懲罰の種類

(2) 審査と言渡し

(3) 懲罰の執行免除

(4) 懲罰の一時停止

3 その他の処分

第9 不服申立て

1 審査の申請と再申請

2 事実の申告

3 苦情の申し出

4 留意点

第10 災害に対する心構え等

1 心構え

(1) 地震

(2) 火災

2 避難

(1) 地震

(2) 火災

第11 証明書等

第12 国民年金制度等

第13 刑事施設視察委員会

第2 所内の生活動作

1 一般的心得

(1) 居室

居室は、単独室収容を原則とします。また、定期的に居室を転出しますので指示に従ってください。

(2) 言葉遣い

誰に対しても穏やかな言葉遣いや態度で接するよう心掛けてください。

(3) 交談

次のようなときには、勝手に話をしてはいけません。

ア 本就寝及び午睡時間中

イ 点検中

ウ 室内運動実施中

エ 自己契約作業実施中

オ 入浴及び単独運動実施中

カ 面会、診察等待合時間中

キ 連行中

ク その他職員が交談を禁止したとき

なお、交談が許されている場合でも、他の人の迷惑になるような大きな声で話すことは慎んでください。また、他の居室にいる人に呼びかけたり、あるいは他の人の呼びかけに応えたりしてはいけません。

(4) 衣類等の検査

居室の出入時等隨時、物を不正に所持していないかを確かめるため、職員があなたたちの着ている衣類や、携帯品を検査しますので、指示に従って検査を受けてください。

(5) 連行

廊下等居室外で連行されるときは、腕組みやポケットに手を突っ込むなどの不体裁な格好はやめ、連行職員の指示や号令に従って機敏に歩行してください。

また、職員の指示のない限り、走ったりせず、整然と歩行してください。

エレベーターによる連行の場合は、別図のとおり、立つ位置や方向が定められていますので、守ってください。

(6) 届出

次のような場合は速やかに職員に届け出してください。

ア 火災や回りの人の急病等、異常事態が発生したとき。

イ 他人から嫌がらせ、脅かし、暴行等を受けたとき。

ウ 落し物、忘れ物等不審な物を発見したとき。

エ 備品、貸与品、設備に破損や汚損を発見したとき。

(7) 服装

衣類は、自弁を認めますが、事情があつて自弁の衣類を所持していない人は申し出てください。官衣を貸与します。

いずれにしても、居室の内外にかかわらず、定められた服装を守ってください。許可なく勝手に裸体（半裸体を含む）になつたり、タオル等で鉢巻をしたり、その他不体裁な格好をしてはいけません。

常に清潔で、端正な服装を心掛けてください。

(8) その他

お互いに事件の内容には触れないように心掛け、お互いの立場をいたわり合いましょう。

2 動作時限

いちにち せいかつ つぎ どうさ じげんひょう つど ほうそう
 一日の生活は次の動作時限表のとおりです。その都度、放送や
 ごうれいとう し きじゅん したが きりつただ せいかつ
 号令等で知らせますので、この基準に従って規律正しく生活して
 ください。

（平日）

どうさ 動作	じこく 時刻
きょう 起床	7:00
てんけん 点検	7:30
ちょうしょく 朝食	7:40
よかじかん 余暇時間	ちょうしょくご 朝食後
ちゅうしょく 昼食	11:30
おうがきょか 横臥許可	12:00
じかん 時間	14:30
よかじかん 余暇時間	14:30
ゆうしょく 夕食	16:20
てんけん 点検	16:50
かりしうしん 仮就寝	17:00
よかじかん 余暇時間	
しゅうしん 就寝	21:00

（休日）

どうさ 動作	じこく 時刻
きょう 起床	8:00
てんけん 点検	8:10
ちょうしょく 朝食	8:30
よかじかん 余暇時間	ちょうしょくご 朝食後
ちゅうしょく 昼食	11:50
おうがきょか 横臥許可	13:00
じかん 時間	15:00
よかじかん 余暇時間	15:00
ゆうしょく 夕食	16:10
てんけん 点検	16:40
かりしうしん 仮就寝	17:00
よかじかん 余暇時間	
しゅうしん 就寝	21:00

じこけいやくさぎょうしゃ どうさじげん
 ※自己契約作業者の動作時限については、別に定めます。

3 居室動作

(1) 清掃等

居室は、転室して他の人も使用する場所です。清掃時間は設けていませんが、常に清潔を保つよう1日1回以上、適宜清掃するよう心掛けてください。

また、ごみ類を便器、流し台、洗面台へ流すと排水管が詰まるので決して流さないでください。ごみは、回収時に分別できるようにしてくずかごに集め、提出してください。

居室の備品は、別表「居室備品」のとおりです。また、その保管する場所は、別図「備品の保管場所」のとおりです。使用後は、元の位置に戻すなど、居室の整理整頓に努めてください。

(2) 起床

放送告知又は号令により起床時刻を知らせますので、直ちに起きて、別図のとおり、寝具を定められた位置にきちんと整頓し、点検の合図があるまでに着替え等の片付けを終えるようにしてください。

(3) 点検

点検は、1日に朝夕の2回実施します。職員の指示号令に従い、節度ある態度で礼儀正しく受けてください。

なお、点検の諸動作は、次表「点検動作」のとおりです。

てんけんどうさひょう
点検動作表

ごう 号	れい 令	どう 動	さ 作
てんけんようい 点検用意	ふくそう 服装を整え,	ととの べつず 「点検位置」のとおり,	いち 所定の位置
ほうそう (放送	きよしつとびらがわ で居室扉側を向いて座り	む すわ (安座又は正座のどちらでもよ	しょてい いち いざ
こくち 告知)	つぎ い。), 次の号令を待つ。	ごうれい	
てん 点	じゅんじきょしつ 順次居室の点検を実施するので,	てんけん じっし	すわ しづ てんけん
けん 檢	ま 待つ。		
しつばんごう ○室番号	あさてんけん 朝点検は番号を唱えないが,	ばんごう とな ゆうてんけん とな じぶん	しょうこばんごう をはつきりと唱える。
てんけんしゅうりょう 点検終了	つうじょう 通常の生活動作に戻る。	せいかつどうさ	

(4) 食事

食事は、朝昼夕の3食共、当所で所定の時間に無料給食します。限られた国の予算の中で栄養のバランス、カロリー、外観等を考慮の上献立を作成し、調理しています。多少の好き嫌いはあると思いますが、健康保持のためにもできるだけ喫食するよう心掛けください。

その他、次のことを守ってください。

ア 食事は、別図「座席の位置」のとおり指定された位置で喫食すること。

イ 給与された食事は、その都度喫食し、残ったものはすべて残飯として出すこと。残飯類を野鳥に与えたり、便器に流したりしないこと。

ウ 自弁食を含め、食事を他の人に与えたり、交換したりしないこと。

エ 食事の際は、その都度手洗いを励行すること。

(5) 間食

間食は、自費購入（居室備品「購入品価格表」に記載してい
る。）又は差入れにより、居室で所持し、喫食することができま
すが、食事同様、他の人に与えたり、交換することや、本就寝
時間中に喫食することは止めてください。
また、腐敗しやすい物は、早目に喫食するよう心掛けてくだ
さい。

(6) 室内運動

午前1回、午後2回、室内運動の時間を設けていますので、
運動したい人は、放送の合図に従い居室内の安全を確認した上、
実施してください。

(7) 午睡

昼に午睡時間を設けています。放送告知があったら、午睡した
い人は、所定の位置で静かに寝てください。
布団は敷いても敷かなくても差し支えがありません。
また、午睡終了も放送告知がありますので、速やかに起きて
寝具を元の位置に片付けてください。

(8) 座席

居室内の座席位置は、別図「座席の位置」のとおり、指定され
ています。

勝手に場所を変えたり、寝転んだり、寝具類にもたれかかった
り、寝具に腰掛けたり、不必要に室内を歩き回ったり、便器や窓
に上ったりなどしないようにしてください。

(9) 備品等

備品や設備は、大切に、その用途に合った取扱いをするほか、
次のことを守ってください。

- ア 壁等に張紙や落書きをしたり、汚損又は破損したりしないよう十分注意すること。もし過って備品等を汚損したときは、直に担当職員に申し出ること。
- イ 机や便器の上に上がったり、机や便器の蓋の上に座ったりしないこと。

ウ 当所から給与又は貸与されている物及び許可されている私物以外の物を所持しないこと。

許可されていない物を所持していたときは、その物を強制的に取り上げ、廃棄等の処置をとることがあります。

(10) 手洗い等

水道の出しつ放しはやめ、必ず洗面器に水を貯めて使用し、流しつ放しにする等して無駄に使用することなく、節水に努めてください。

室内で認められるのは、手洗い、洗顔、足拭き程度ですから、職員に断りなく、洗髪、拭身（水道で水洗いしたタオル等で全身、若しくは胸部、腹部、背中のいずれかを拭くこと。）や、足洗い等の行為をしないでください。

(11) 洗濯

室内で勝手に衣類（タオル、ハンカチ、マスクを除く。）を洗濯してはいけません。家族等へ宅下して洗濯してもらうか、又は有料洗濯（業者依頼）若しくは当所での無料洗濯を利用してください。

(12) 報知器

職員に用事があるときは、報知器を出し、担当職員が来るの
を座って静かに待っていてください。
通りがかりの職員に声を掛けたり、大声で職員を呼んだりしないでください。

(13) 願箋

願い事は、その目的に応じた所定の願箋にその旨を記載して提出してください。記載に当たっては、氏名等を正確に書き、指印を押捺し、その要旨を手短に書くよう心掛けてください。
また、どうしても自分で願箋を書けない事情のある人は、その旨を申し出て職員に代筆してもらうことができます。
なお、願い事の期日等は、次表「願いごと」のとおりです。

表 願いごと

種類	期日等
診察	平日週1回(ただし、当所が別途指定した曜日)
調髪	おおむね2か月に1回(ただし、当所が別途指定した日)
物品購入	居室備品「日用品等購入受付日割表」、「週刊誌申込表・月刊誌申込表」による。
有料洗濯	居室備品「有料洗濯料金表」による。
無料洗濯	週2回ないしは3回(ただし、当所が別途指定した日)
他者への交付	休日を除く毎日
廃棄	休日を除く毎日

(14) 筆記

筆記は、原則として居室で備品の机を使用して行ってください。筆記が認められている時間は、点検、食事、自己契約作業の時間を除く起床時から就寝するまでの時間です。寝具や、畳の上に横になりながら筆記することはいけません。筆記用具は当所

で許可された筆記具で、用紙はノート（表紙裏に貼付する許可証の心得事項を守ること。），署紙（訴訟上、その他必要があるとねがいできに願出により許可）です。

手紙等については、手紙の項目を参照してください。

(15) ラジオ放送及びDVD視聴等

ラジオ放送は、当所であらかじめ指定した番組を機械で自動選択し、放送しています。聴取したくない人は、職員に申し出てください。時々、電波障害や当所の都合で一時的に中断することがあります、放送が再開されるまで静かに待っていてください。また、主に午後6時頃、処遇変更等の告知放送を行う場合があります。

DVD視聴については、別途視聴要領を定めます。

(16) 囲碁・将棋

個別に囲碁・将棋を用いて勉強等したい場合は、願出をすれば許可します。

仮就寝時間中の場所は、布団を上げた自分の就寝場所を利用してください。

なお、午後8時50分から翌朝の起床時刻までは、囲碁・将棋をすることはできませんので、注意してください。

(17) 就寝

就寝時間が定められているので、勝手に就寝してはいけません。就寝してもいい時間は、仮就寝時間と本就寝時間です（午睡時間については、午睡の項目を参照のこと。）。

仮就寝時間（おおむね午後5時から午後9時までの時間）は、別図「就寝位置」のとおり、所定の位置に寝具を敷き、就寝することができます。

その他、次のことに注意してください。

ア 寝具から顔を出し、タオル等を顔にかぶつて就寝しないこと。

イ 就寝するときは、パジャマ等に着替え、本類など身の回りを整頓した上で就寝すること。裸体（半裸体を含む）で就寝しないこと。

ウ 本就寝時間は、年間を通じておおむね午後9時から、平日は午前7時まで、休日は午前8時までの時間で、仮就寝同様、所定の場所に寝具を敷き、就寝すること。就寝時の服装は、仮就寝時と同じです。

エ 本就寝時間中は、用便等必要があって起床する場合も、極力騒音を出さないよう注意すること。

オ 本就寝時間中は、筆記、読書、間食をしないこと。

(18) 居室検査

定期、又は臨時に居室の設備、備品、所持品の検査をします。

検査時は、職員の検身を受けた後、居室前廊下等において検査が終了するまでの間、職員の指示に従って待っていてください。

(19) 自己契約作業

作業を希望する人は、担当職員に申し出てください。ただし、作業量に限度があるため、希望に添えない場合があります。

第3 保健衛生

1 医療

当所の生活は、居室中心ですから、居室にいる時間がどうしても長くなります。室内における保健衛生に留意しつつ、健康には十分注意してください。また、身体の調子が悪いときは、職員に申し出てください。申出に応じ、医師が医療上又は衛生上の必要から休養等の措置を取るなど、処遇の変更を指示することがありますので従ってください。

その他、次のことに注意してください。

(1) 性病、結核、皮膚病、肝炎等伝染性の病気を持っている人は、

速やかに担当職員に申し出て指示を受けること。

(2) 体調が悪くても勝手に横がせず、職員に申し出ること。申出があれば、状況を判断し、臨時の横がを認めることができます。

(3) 医師を信頼し、その指示に従うとともに、診察を受ける際には、

礼儀を守り、勝手な振る舞いをしないこと。

(4) 投与された薬等は、所定の時間に服用し、勝手に廃棄したりしないこと。

(5) 薬によっては、職員が服用を確認するため、口の中を検査したり、番号など声を発することを求めますので、指示に従うこと。

(6) 当所において感染症等が発生したときは、個人の意思に反し、その予防に必要な措置を講ずる場合があるので、指示に従うこと。

(7) 願出により、歯科治療を受けることができますが、出願者が多い場合は、若干の日を要することができます。

(8) 当所へ収容される以前から、傷病により医師の診察治療を受けていた人で、引き続き当該医師を指名し、有料で診察治療等を受けることを希望する人は担当職員に願い出てください。

2 屋外運動

(1) 実施日時

雨天等で運動場が使用できない日、入浴日、休日その他特別の事情がある場合を除いて、原則として30分屋外で運動を実施します。

運動時間に有効に活用し、健康の保持に努めてください。

(2) 場所

原則として、単独者用運動場において運動を実施しますが、都合により運動場を変更する場合もあります。

(3) 運動用具

運動場に運動用具を備え付けてありますので、使用したい人は係の職員に申し出してください。その都度貸与します。

運動終了後は運動用具を整頓し、用具が壊れているときは担当職員に申し出ること。

なお、爪を切りたい人も、同様に申し出してください。爪切りを貸与します（爪切りをした後は、きちんと切った爪を片付けてください。）。

(4) 医療上の制限

健康状態によっては、医師の指示により運動が制限される場合もありますので、その場合は指示に従ってください。

(5) その他

次の事項を含め、運動中、職員の職務上の指示に従わないなどの規律違反行為等があり、運動を続けることが適当でないと係職員が判断したとき、運動を中止することがあります。

ア 身体を傷つけ、又は身体を傷つけるおそれのある過激な運動をした場合

イ 集団で運動することとなった場合、運動中、必要以上に
おおごえ こうだん ぱあい
大声で交談した場合

3 入浴

(1) 実施日時

にゅうよく げんそく しゅう かいじっし にゅうよく じかん かい ふん
入浴は、原則として週2回実施します。入浴時間は1回15分
です。

かぎ じかん ゆうこう つか からだ せいけつほじ つと
限られた時間を有効に使い、身体の清潔保持に努めてください。

(2) 場所

げんそく たんどくしやうようにゅうよくじょう にゅうよく じっし
原則として、単独者用入浴場で入浴を実施します。

(3) 医療上の制限

けんこうじょうたい いし しじ うんどう どうよう にゅうよく
健康状態によっては、医師の指示により運動と同様に入浴
せいげん ばあい ばあい し じ したが
が制限される場合もありますので、その場合は指示に従ってく
ださい。

(4) その他

つき じこう ふく にゅうよくちゅう しょくいん しょくむじょう し じ したが
次の事項を含め、入浴中、職員の職務上の指示に従わな
きりついはんこういとう にゅうよく づづ てきとう
いなどの規律違反行為等があり、入浴を続けることが適当でない
かかりしょくいん はんだん にゅうよく ちゅうし
と係職員が判断したとき、入浴を中止することがあります。

ア 入浴の際は、静かに行動し、他の人と話をしないこと。

ようじ しず て あ ま
用事があるときは、静かに手を上げて待つこと。

イ 湯水は、節約に努め、出しつ放しにして使用しないこと。

にゅうよくじ よう かくじ こ たいよ
ウ 入浴時、ひげそり用として各自にカミソリ1個を貸与します
びょうきかんせんよぼう じぶん たいよ た ひと
が、病気感染予防のため、自分に貸与されたカミソリを他の人
か に貸さないこと。

エ 頬や眉を剃込むなど、人相が変わるような剃り方をしないこ
と。

才 よくそう 浴槽には、あらかじめ身体を洗ってから入り、浴槽の中で身
からだ あら はい よくそう なか か
らだ あら 体を洗わないこと。

力 よくそう なか い よくそう ふち あたま うえ お
タオルを浴槽の中に入れたり、浴槽の縁や頭の上に置いたり
しないこと。

キ た ひと せつ か か
他の人と石けんやシャンプーの貸し借りをしないこと。

ク た た ひと めいわく てぎわ にゅうよく
その他、他の人に迷惑にならないよう手際よく入浴すること。

4 洗濯等

(1) 有料洗濯

いるいとう せんたく げんそく かぞくとう こう ふ じっし
衣類等の洗濯は、原則として家族等に交付して実施してください
こ う ふ せんたく ひと いたくぎょうしゃ ゆうりょうせんたく
い。交付で洗濯できない人は、委託業者による有料洗濯ができ
きぼう ひと しょてい がん がいとうび びひん
ます。希望する人は、所定の願せんをもって該当日（備品
ゆうりょうせんたくくりょうきんひょう さんしよう もう こ
「有料洗濯料金表」を参照のこと。）に申し込んでください。
せんたくもの だ どうしょ ようい へんぶ れの き
なお、洗濯物を出すときは、当所で用意する片布（布切れのこ
じぶん しょうこばんごう きよしつばんごう きさい せんたくもの ぬ
と）に自分の称呼番号と居室番号を記載し、これを洗濯物に縫い
つ ていしゅつ へんぶ ばんごうとう きさい な はず
付けて提出してください。片布に番号等の記載が無かつたり、外
ばあい うけつけ ふんしつ
れたりした場合には受付られなかつたり、紛失したりするおそれ
とく ちゆうい はざ
がありますので特に注意してください。

(2) 無料洗濯

したぎるい くつしたとう かぎ むりょう せんたく じっし
下着類（シャツ、パンツ、靴下等）に限り、無料で洗濯を実施
がいとうび しゅう かい かいでいど じっし
しますので、該当日（週2回ないし3回程度実施しており、その
つど こうとうこくち もう こ ばあい ゆうりょう
都度口頭告知する。）に申し込んでください。この場合も有料
せんたく どうよう へんぶ じぶん しょうこばんごう きよしつばんごう きさい
洗濯と同様、片布に自分の称呼番号と居室番号を記載し、これを
せんたくもの ぬ つ ていしゅつ
洗濯物に縫い付けて提出してください。

5 調髪

(1) 調髪

ちようはつ はあい たんとうしょくいん もうし で
調髪を行いたい場合は、担当職員に申し出てください。

ただし、髪型については、^{かみがた}^{げんしてい}限定されたものになります。

(2) その他

次の事項に反することを含め、^{つぎ}^{じこう}^{はん}^{ふく}^{ちょうはつじっしちゅうしょくいん}^{しょくむじょう}調髪実施中職員の職務上の
指示に従わないなどの規律違反行為等があつた場合、^し^じ^{したが}^{きりついはんこういとう}^{ぱあい}^{ちょうはつ}調髪を
^{ちゅうし}中止することがあります。

- ア 理髪係と不必要的な話をしないこと。
- イ 調髪器具に触れないこと。

第4 宗教教誨

亡くなつた家族や被害者のため、読経などをしてもらいたいとき、
又は特に宗教上の教えを受けたいときは、所定の手続きをもつて願
い出てください。事情を考慮し、教誨師（篤志宗教家）による
宗教教誨を実施します。

また、数珠やロザリオを居室で所持したいときも同様に願い出てく
ださい。保安管理上等支障のないものであれば、所持を認めます。

第5 図書・新聞紙

1 自弁書籍

(1) 所持冊数

差入れや購入（単行本は、週1回個々に、雑誌類は、居室備品「週刊誌申込表」「月刊誌申込表」に従い、購入する

ことができる。）により、居室で自弁書籍を所持できます。

所持冊数については、学習用図書、辞典、経典、宗教書又は訴訟用図書を含め、保管私物の総量（別項目で説明）の範囲内で所持することを認めます。

いずれも、不必要になったり、保管私物の総量を越える場合は、速やかに廃棄するか家族等への交付等の措置を行ってください。

なお、月刊誌、週刊誌、旬刊誌等の雑誌類は、原則として読み終了後廃棄してください。

(2) 閲読期間

前記規定に基づき、閲読期間は特に設けませんが、いずれも、不必要になったり、保管私物の総量を越える場合は、速やかに廃棄するか家族等への交付等の措置を行ってください。

(3) 閲読の許可基準

自弁書籍は、事前に当所でその形態や内容を検査します。そして、検査の結果、次の事項に該当するときは、その部分を抹消したり、切り取ったり、本そのものの閲読を認めないことがあります。

ア 逃走、暴動等の刑務事故を具体的に記述したもの。

イ 所内の秩序を乱すことをあおり、そそのかすもの。

ウ 風俗上問題となることを露骨に描写したもの。

エ 犯罪の手段、方法等を詳細に伝えたもの。

オ 通信文又は削除しがたい書き込みがあるもの。

カ 外国語等を使用したもので、検査が困難なもの。

キ その他、管理運営上支障があるもの。

なお、所持を認めた自弁書籍には、閲読許可証を貼付します。

(4) その他

その他、次のことに注意してください。

ア 自弁書籍を他の人に与えたり、貸したり、又は他の人からも
らったり、借りたりしないこと。

イ 自弁書籍に書き込みをしないこと（雑誌類に掲載のパズル等
に解答したり、アンダーラインを引いたりする程度は差し支え
ない。）。

ウ 自弁書籍を勝手に破損したり、廃棄しないこと。

エ 閲読許可証のないものは、速やかに担当職員に提出するこ
と。

2 備付書籍

(1) 所持冊数

願出により、2冊までの備付書籍を所持できます。ただし、
学習用図書の閲読を希望するときは、別に定められた手続きをも
って願い出ください。この場合、前記以外に最高2冊まで所持で
きます。また、不必要になった備付書籍は、速やかに返納してく
ださい。

(2) 閲読貸与期間

備付書籍の貸与期間は、次回備付書籍の貸与時まで（おおむね
15日間）です。ただし、貸与期間を延長したいときは、定めら
れた手続きをもって願い出れば15日延長することがあります。
所持冊数は、最大で4冊までとなります。

(3) その他

その他、次のことに注意してください。

ア 備付書籍の貸与時、落書きなどの汚損がないかどうかを確か

め、汚損等があった場合、速やかに担当職員に申し出ること。

イ 破損又は汚損（書き込みを含む）しないよう、貸与された
備付書籍を大切に扱うこと。

ウ 備付書籍を他の人と貸し借りしないこと。

3 新聞

(1) 購読部数

当所で指定する日刊通常新聞紙2紙（アンケート調査を参考

に指定するもので、「日刊通常紙」という。）の中から1紙を選
び、購読することができます。日刊特別新聞紙についても、同様
です。

(2) 購読申込み

月1回、月ごとに指定した日に所定の手続きをもって申し込ん
でください。なお、指定日以降に確定した人で、20日以内に限
り申し込みすることができます。この場合の購読日数は、次表

「通常外申込指定日表」のとおりです。

次表については、懲罰の執行が終了した人や、その他相当
の理由があると認められる人にも適用します。

表 通常外申込指定日表

通常 指定日を経過した日数	もうしこみ 申込	購	読	期	間
5日	所定の日数から5日を減じた日数	しょてい にっすう	か げん	にっすう	
6日以上 かいない 10日以内	所定の日数から10日を減じた日数	しょてい にっすう	か げん	にっすう	
11日以上 ちいしない 15日以内	所定の日数から15日を減じた日数	しょてい にっすう	にち げん	にっすう	
15日以上 ちいしない 20日以内	所定の日数から20日を減じた日数	しょてい にっすう	にち げん	にっすう	

(3) 購読料の支払い

購読料は、前金払いです。購読料を支払った以降に解約することはできませんので、注意してください。

なお、特に止むを得ない理由があれば検討の上、解約を認め、それまでの購読分を精算して残金を返金する場合もあります。

(4) 閲読の許可基準

自弁書籍の閲読許可基準と同様に内容を検査し、閲讀が不適当と判断したときは、その該当する部分を抹消することがあります。

(5) 廃棄

日刊通常新聞紙及びそれ以外の新聞紙は、いずれも雑誌と同様に廃棄が原則ですから、閲讀後は、速やかに廃棄の手続きをしてください。

(6) その他

自弁で新聞の購入ができない場合は、施設で準備する通常紙の1紙を回覧しますので順次閲讀してください。

その他、次のことに注意してください。

ア 自分の新聞紙を他の人に与えたり、貸したり、又は他の人が
らもらったりしないこと。

イ 新聞紙を勝手に破損したり、書き込みをしたり、廃棄しないこ
と。

4 パンフレット類

(1) 所持部数

保管私物の総量の範囲内において所持することを認め、特に
制限は設けませんが、パンフレット類は、できる限り整理し、そ
の部数を最小限にするよう努めてください。

(2) 閲読の許可基準

自弁書籍の閲読許可基準と同様に内容を検査し、閲読が不適当
と判断したときは、その該当する部分を抹消したり、切り取った
り、パンフレット類そのものの閲読を認めないことがあります。

(3) 廃棄

パンフレット類は、雑誌と同様に廃棄が原則ですから、閲読
終了後は速やかに廃棄の手続きをしてください。

(4) その他

その他、注意事項については、新聞の事項と同様です。

5 写真

居室での写真の所持については、保管私物の総量の範囲内において
所持することを認め、特に制限は設けません。写真が差入れ等された
場合、許可基準に合致したものについては速やかに交付します。内容
の許可基準は、自弁書籍の閲読許可基準と同様で、閲覧が不適当と
判断したときは、写真そのものの所持を認めないことがあります。

なお、その他注意事項については、自弁書籍の事項と同様です。

第6 面会と手紙

1 面会

面会は、親族及び申請して許可された人とすることができます。

(1) 面会場所

面会は、面会室において実施します。

(2) 面会時間

休日及び年末年始の休庁期間中を除く、原則として平日の

当所の執務時間内に実施します。

なお、面会受付時間は、次のとおりです。

平日 午前8時30分～午前11時15分まで

午後零時45分～午後 4時00分まで

(3) 面会回数と人数

面会は、原則として1日1回です。また、面会の相手方は、1回につき、3人までです。1日に2回以上の面会が重ならないよう、あらかじめ手紙等で連絡を取り合ってください。

なお、面会を実施する際は、原則として職員の立会等を行いますが、訴訟の準備その他の正当な利益を保護するための事情があり、相当と認められる場合には、立会等を行わない場合もあります。

(4) 面会時の携行物

面会の際、メモ等を携行したいときは、あらかじめ願い出て許可を得てください。再審に関する裁判資料等であっても、勝手に居室から持ち出すことはできません。

(5) 面会の停止等

次のようなとき、面会を停止したり、中止したりすることがありますので注意してください。

ア 会話の内容が次の事項に該当するとき

(ア) 合言葉や、事前の断りがなく外国語を使用するなど、立会

職員がその内容を理解できないとき。

(イ) 犯罪をそそのかす内容であるとき。

(ウ) 逃走を図る内容であるとき。

(エ) 当所の規律及び秩序を害するおそれがある内容であるとき。

(オ) 当所に関することで、明らかに虚偽の事実が含まれる内容

であるとき。

イ 次のような行為があつたとき

(ア) 無断で定められた場所を離れたり、他の被収容者と話しをする行為をしたとき。

(イ) 大きな声を出したり、粗暴な行為があつたとき。

(ウ) その他当所の規律及び秩序を害する行為があつたとき。

2 手紙等

(1) 筆記場所

筆記場所は、原則として居室です。その他「所内の生活動作」

の筆記の項目を参考にしてください。

(2) 発信日時

手紙等の郵便又は電報は、特に禁止されている場合を除き、

毎日発信したり、受信することができます。ただし、休日及び

年末年始の休庁期間中は、原則として発信はできません。

なお、筆記できる時間は、点検、食事、自己契約作業の時間を除

き起床時から就寝するまでの時間です。

(3) 発信回数等

発信（電報を含む。）は、親族及び申請して許可された者に対

して発信できます。

1日の発信は、原則として1日2通以内で午前中は9時までの間、午後は1時30分までの間に受付します。ただし、裁判所その他公務所等に宛てた信書については、通数の制限を行わないものもあるので、不明な点等が生じた際には、担当職員に申し出てください。

また、差止め等によって、実際には発信できなかつたとしても、発信は申請した時点で1通として数えます。

なお、速やかな発信処理のため、準備ができている場合、朝の願い事等の時間に受付回収する場合もあります。

受信については、許可された相手方であれば、通数等の制限はありません。

(4) 便せん枚数

手紙は、1通につき便せん7枚以内、1頁に1行で記載してください。なお、鉛筆で記載したり、裏面や欄外に書いてはいけません。どうしても、便せん7枚を超えて書く必要がある場合は、願せんで申し出て許可を受けてください。

(5) 郵券

郵券は、各人所定の郵券用の袋に入れて保管し、自己管理してください。

(6) 内容検査

発受信の手紙等は、すべて検査しますので、手紙を発信する場合は封をしないで提出してください。検査の結果、その内容が次のようなものであったときは、発受信を認めなかつたり、又は一部訂正を求めたり、抹消したりがあるので注意してください。

なお、内容が法令に触れると認められるときは、検察官に通報したり、刑事事件として送致することもあります。

- ア 逃走を図る内容であるとき。
- イ 符号、暗号を使用したもので、理解できない内容であるとき。
- ウ 当所の規律秩序を害するおそれがある内容であるとき。
- エ 刑罰法令に触れる結果を生じるおそれがある内容であるとき。
- オ 脅迫、又は明らかな虚偽の記述により、受信人をして不安にさせ、又は受信人に損害を被らせるおそれがある内容であるとき。
- カ 受信人を侮辱する内容であるとき。
- キ 当所に関することで、明らかに虚偽の事実が内容に含まれているとき。

(7) 代筆

手紙類は、自分で書いてください。他の被収容者に代筆してもらうことはいけません。もし、事情があつて文字が書けない場合は、担当職員に申し出てください。職員が代筆します。

(8) 発信住所

発信の住所は、「郵便番号461-8586 名古屋市東区白壁一丁目一番地」と記載してください。事情があつて、当所の住所を記載したくない場合は、あらかじめ願せんで申し出てください。

(9) 外国語

郵便や電報は、原則として日本語で書いてください。もし、日本語以外で書いてあるときは、翻訳のため発送が遅れることがあります。なお、日本語以外で書く場合は、願せんを提出してください。

ほんやく よう てすうりょう げんそく こじん ふたん
また、翻訳に要した手数料は、原則として個人が負担することになります。

(10) 来信の所持

きょしつ らいしんしょじ 居室での来信所持については、保管私物の総量の範囲内において所持することを認め、特に制限は設けません。

らいしん てがみとう か こ かぞくとう こうふとう
なお、来信の手紙等に書き込みなどをして家族等への交付等をすることはしないでください。

(11) その他

かきとめ はいたつしょうめいなど とりあつか きぼう ゆうけん な
書留、配達証明等の取扱いを希望するとき、郵券が無くて
はっしん また たこま 発信できないとき、又はその他困ったことがあったときは、その
むね しょくいん もう で ぎょうむじょうししょう はんい たいおう
旨を職員に申し出てください。業務上支障のない範囲で対応します。

第7 領置等

1 領置

みなさんが入所時に携行してきた私物のうち、所内での使用又は所持が許されないもの（携帯電話、カメラ、ライター（オイル・ガス抜き可能なもの）、金銭等）は領置し、施設が善良な保管義務により管理します。

(1) 領置限度量は、内容積約36リットルの領置箱2箱です。

(2) 領置総量が、領置限度量を超える場合、超過量に相当する

量の物品について、親族その他相当と認める者への交付又は廃棄をしなければなりません。これをしない場合は、超過量に相当する量を売却してその代金を領置し、売却できないものは廃棄されることがあります。

2 保管私物

(1) 所内使用が許されるもの（図書、日用品、衣類など、ただし、内容や形状、材質等により不許可となるものは除く。）は、各自に交付し、居室内で所持する私物保管バッグに入れ、自己の責任において自己保管し、いつでも好きなときに使えるようにしています。

自己保管となった物品については、領置品基帳には登載せず、施設は管理責任を負わないので、自己責任で保管することとなります。

(2) 保管私物には、次のような決まり事があるので、承知してください。

ア 被収容者1人の自己保管（官給品を含む。）の最大限度量は、居室に備付けの棚（約26リットル。ただし、安全上の視点か

いちだん づ しょう つ あ たか どうたな じょうたん さいこう
ら一段積みの使用とし、積み上げる高さは同棚の上端から最高
10センチメートルまでとします。) 及び貸与する私物保管バ
ッグ1個分(約65リットル)の合わせて約91リットルとし
ます。

なお、プラスチック製衣類籠は整理用として貸与しますが、
保管私物の容量に含みません。

イ 購入や差入れによって保管私物が増え、前記アで示した限度
量を超える場合は、超過量に相当する
量の物品について、親族その他相当と認める者への交付又は
廃棄をしなければなりません。これをしない場合は、超過量に
相当する量を売却してその代金を領置し、売却できないも
のは廃棄されることがあります。

ウ 備付棚(約26リットル)及び私物保管バッグ(65リッ
トル)が満杯になった場合には、物品の中から廃棄又は宅下を行って空きスペースを作り出さない限り、自弁物品等の購入
を差し止めることができますので特に注意してください。

エ 貸与する私物保管バッグは、施錠できますので、大切な物は
私物保管バッグで施錠して管理してください。

3 差入れ

(1) 差入れが許可になる物品と1日当たりの物品とその数量は、
原則として所内で所持・使用又は喫食が認められている物品と
数量に限られています。

(2) 差入れのあった物品は、検査して交付します(検査に日数がか
かる場合があります。)。保安管理上等、支障があると判断した
物品は交付しません。なお、前記1で説明したとおり、保管私物
に係る総量がその基準を超えている場合には、差入れの制限を受

じゅうぶんちゅうい よぶん ぶっぴん さしい
けることがありますので十分注意し、余分な物品は差入れしない
かぞくとう れんらく と あ
よう家族等とよく連絡を取り合ってください。

(3) 差入物が次に該当するものは、その差入物を持参し、又は送付
したもの いか さしいれにん たい ひきと もと
した者(以下「差入人」という。)に対し、その引取りを求める
へんそう はあい ひよう ちやくばら
ことになります。なお、返送の場合の費用は着払いとなります。
ア 交付することにより、当所の規律秩序を乱すおそれのあるも
の。

イ 差入人の住所、氏名が明らかでないもの。

ウ 自弁により使用し、若しくは摂取することができる物品又は
しゃくほう さい ひつよう みと ぶっぴんいがい
釈放の際に必要と認められる物品以外のもの。

エ 差入許可量を超えるもの。

オ 保管に不便なもの。

カ 腐敗し、又は滅失するおそれのあるもの。

キ 危険を生ずるおそれのあるもの。

ク 本人が受け取ることを拒んだもの。

4 購入

とうしょ こうにゅう ぶっぴん きよしつそなえつけ こうばいひんかかくひょう
当所で購入できる物品は、居室備付の「購買品価格表」に
きさい ぶっぴん た ゆうけん しょせきとう べっし
記載してある物品で、その他にも郵券、書籍等があります。別紙
ぶっぴんこうにゅうねが ほうしき きさいようりょう したが
「物品購入願い(マークシート方式)の記載要領」に従ってマー
きにゅう たんどうしょくいん ていしゅつ
クシートに記入し、担当職員に提出してください。マークシート
きさい ふび ばあい あつか ばあい
の記載に不備がある場合、エラー扱いとなります。その場合は、
さいどもうこ う つ さいど で ばあい もうこ
再度申込みを受け付けますが、再度エラーが出た場合には、申込みを
と け ちゅうい
取り消されますので注意してください。

もうこ じてん りょうちきんとう ふそく ばあい もうこ と け
申込みの時点で領置金等が不足している場合は、申込みを取り消
します。

きぼう しょうひん ばんごう まちが ほあい ばんごう
希望する商品のコード番号を間違えた場合、そのコード番号の

商品が入ることになります。この場合、機械による処理のため、返品・返金ができませんので、必ず記入後のコード番号を確認しておいてください。

また、季節商品は、期間限定の取扱いとなりますので、期間外の申込みはできませんので、コード表で確認してください。
間食については、1回、各商品の購入制限個数以内で購入することができます。

なお、購入は毎日できますが、あくまでも保管私物の総量の範囲内での居室内所持となりますから、計画的な購入を心掛けてください。

日用品や衣類、その他間食等については、前記1で説明したとおり、私物保管の総量を超える場合、購入の制限を受けることがありますので、十分注意してください。

また、他の人に物を買与えたり、前借りしたりするようなことはできません。自分で購入した物は、自分の物として所持し、使用し、喫食してください。

5 他者への交付（宅下げ）

他者への交付は、原則として窓口交付となっていますので、面会に来たときに交付できるよう、あらかじめその手続きをとっておいてください。

窓口交付ができない場合は、郵送交付ができます。郵送による交付は、自己の費用で行ってください。

なお、交付する金銭や物を受け取る際には、印鑑及び身分証明証が必要ですので、家族等に連絡しておいてください。印鑑及び身分証明証がない場合には、交付品を交付できないことがあります。

第8 賞罰

1 賞

つぎのようないかくがあつたときは、賞が与えられます。

(1) 人命を救助したとき。

(2) 地震、火災その他の災害に際し、応急の用務に服して、功労があつたとき。

(3) その他特に褒められる行為があつたとき。

2 懲罰

(1) 懲罰の種類

べつに定める「受刑者以外の被収容者遵守事項」又は刑事施設の規律秩序を維持するため職員が行った指示に従わなかつた場合には、反則行為として次の懲罰を科せられことがあります。

ア 戒告

じべんぶつひんしおまたせつしゆいちぶまたぜんぶにちいないイ 自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止

ウ 書籍等 (被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。) の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

エ 閉居罰

いじょうちょうばつ以上の懲罰は、二つ以上併科されることがあります。

なお、反則行為が刑罰法令に触れる場合は、犯罪として検察庁へ通報等することもあります。

(2) 審査と告知

反則行為の疑いがあったときは、事実関係についての調査を行います。また、調査のため必要があるときは、被収容者の身体、着衣、所持品及び居室を検査し、その所持品を取り上げて一時保管することもあります。

調査の期間は、原則として2週間ですが、やむを得ない事由があると認めるとときは、更に2週間その期間を延長することがあります。調査の結果については、懲罰審査会で審議した上で、本人に告知されます。

なお、懲罰審査会に出席して弁解の機会が与えられます。

(3) 懲罰の執行免除等

懲罰を科せられた人で、受罰期間中の態度等から反省の情が著しいと認められる場合等には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除されることもあります。

(4) 懲罰の一時停止

次のような場合には、懲罰の執行を延期します。

ア 出廷の当日

イ 他施設へ移送されるとき

ウ 疾病その他特に必要があると認められるとき

3 その他の処分

遵守事項に違反する行為であっても、その反則行為が軽微で、かつ反省の情が認められるときは、懲罰を科さず、訓戒や注意指導等の処分を言い渡すことがあります。

第9 不服申立て

1 審査の申請と再審査の申請

(1) 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服があるときは、書面で、
当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査
の申請をすることができます。

- ア 自弁物品の使用又は摂取を許さない処分
イ 物品購入等のための領置金の使用又は金品の他人への
交付) を許さない処分

ウ 指名医による診療を許さない処分又は許可した指名医の診
療の中止処分

- エ 一人で行う礼拝その他の宗教上の行為の禁止又は制限
オ 自弁の書籍等の閲覧の禁止又は取得することができる新聞紙
の範囲及び取得方法の制限

カ 自弁の書籍等の検査に必要な翻訳費用を負担させる処分

キ 隔離

ク 釈放の際の作業報奨金の支給に関する処分

ケ 作業上負傷等したことに対する障害手当金の支給に関
する処分

コ 作業上負傷等したことで釈放時にお治っていない場合

の特別手当金の支給に関する処分

サ 信書の発受又は作成した文書図画の交付の禁止、差止め又は
制限

シ 発受を禁止した信書等を釈放の際に引渡しをしない処分

ス 外国語による面会の立会や外国語による信書の検査に必要な
通訳及び翻訳の費用を負担させる処分

セ 懲罰

ソ 反則行為に係る物の国庫への帰属処分

タ 反則行為の調査のための隔離

(2) 審査の申請期間は、措置の告知があった日の翌日から起算して
30日以内です。

(3) 審査の申請に対しては、裁決がなされ、書面をもって通知さ
れます。

(4) 審査の申請の裁決に不服がある人は、書面で、法務大臣に対
し、再審査の申請をすることができます。

(5) 再審査の申請は、審査の申請についての裁決の告知があった
日の翌日から起算して30日以内です。

(6) 再審査の申請の裁決は、審査の申請に準じてなされます。

2 事実の申告と事実の再申告

(1) 自己に対する刑事施設の職員による行為であって、次に掲げ
るものがあったときは、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄
する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができます。

ア 身体に対する違法な有形力の行使

イ 違法又は不当な捕縛、手錠又は拘束衣の使用

ウ 違法又は不当な保護室への収容

(2) 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があった日の
翌日から起算して30日以内です。

(3) 事実の申告に対しては、その申告に係る事実の有無について
確認の上、書面をもって通知されます。ただし、その人が釈放
されたときは、通知されません。

(4) 通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、書
面で、法務大臣に対し、事実を申告することができます。

(5) 法務大臣に対する事実の申告は、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内です。

3 苦情の申出

(1) 法務大臣に対する苦情の申出

ア 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることできます。

イ 苦情の申出は、これを行う人が自らしなければなりません。

ウ 法務大臣は、苦情の申出を受けたときは、処理の結果を苦情の申出をした人に通知することとなっていますが、その人が釈放されたときは、通知されません。

(2) 監査官に対する苦情の申出

ア 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、実地監査を行なう監査官に対し、苦情の申出をすることができます。

イ 苦情の申出は、これを行う人が自らしなければなりません。

ウ 監査官は、苦情の申出を受けたときは、処理の結果を苦情の申出をした人に通知することとなっていますが、その人が釈放されたときは、通知されません。

(3) 刑事施設の長に対する苦情の申出

ア 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができます。

イ 苦情の申出は、これを行う人が自らしなければなりません。

ウ 被収容者が口頭で苦情の申出をしようとするときは、刑事施設の長は、その指名する職員にその内容を聴取させることができます。

エ 刑事施設の長は、苦情の申出を受けたときは、処理の結果を苦情の申出をした人に通知することとなっていますが、その人が釈放されたときは、通知されません。

4 留意点

(1) 不服申立書は、これを行う者が自ら作成しなければなりません。二人以上が共同し、又は他の人に代わって作成することは認めません。

(2) 不服申立書を自書することができない場合は、申出により職員が代書します。

(3) 不服申立書の作成及び発送を希望するときは、その旨を願書きに記載して願い出してください。

(4) 不服申立書の用紙は、作成時に1個の不服申立てにつき1枚交付します。

なお、同一の種類の不服申立てを同時に複数する場合に限り最大3枚まで交付します。これを書き損じた旨の申出があれば、作成者に廃棄させた上で、新たな用紙1枚を交付します。職員の指示に従って廃棄してください。

(5) 不服申立書の作成は、原則として余暇時間とし、作成期間は7日以内です（延長は認めません。）。

(6) 審査の申請（再申請を含む。）及び事実の申告（再申告を含む。）の作成・提出及び発送は、以下のとおり受け付けます。

<平日>

さくせいいうけつけ 作成受付 ごぜんじ ふん ごごじ 午前8時30分から午後3時まで

はっそううけつけ 発送受付 ごぜんじ ふん ごごじ 午前8時30分から午後2時まで

<休日>

さくせいいうけつけ 作成受付 ごぜんじ ふん ごごじ 午前8時30分から午後2時まで

はっそううけつけ 発送受付 ごぜんじ ふん ごごれいじ 午前8時30分から午後零時まで

※ きゅうじつ はっそう うけつけびちゅう とうかん ゆうびんきょく
休日の発送は、受付日中に投函しますが、郵便局の
しゅうはいとう つごう うけつけ び よくじつ けしいん
集配等の都合により、受付日翌日の消印となることがあります。

(7) 不服申立書の発送に使用する封筒及び郵券は原則として自
べん
弁となります。

(8) 不服申立書の作成の取下げを希望するときは、その旨を願箋
きさい ねがいで
に記載して願い出てください。

(9) 不服申立ては、同じ種類であれば、複数行うことができますが、用紙は1件につき1枚となっています。同時にできる不服申立ては、同種類3件までです。願出の際に、何件行うのか申し出てください。違う種類の不服申立てを並行して作成することはできません。

第10 災害に対する心構え等

1 心構え

地震等の災害時には、何よりも落ち着いた行動が最も必要なので、次に上げる事項を念頭に置き、冷静沈着に行動してください。

(1) 地震

ア 大きな地震を身体に感じたら、ガラス窓から離れ、防災頭巾や布団などを頭から被って壁に身を寄せること。

イ 地震は、揺れが過ぎたらまず安心であるから、余震を恐れたり、デマに惑わされないこと。

ウ 大きな声を出したり、扉を叩いたり、蹴ったりして騒がないこと。

エ 非常放送を静かに聞き、その指示に従って行動すること。

オ 他の人に不安や動搖を与えるようなことを言わないこと。

(2) 火災

ア 煙がひどいときは、煙から逃れるため、タオルを濡らして口と鼻を覆い、身を低くして待機すること。

イ その他1-(1)「地震」の注意事項のウ、エ、オを守ること。

2 避難

避難が必要なほどの大規模な災害が発生したときは、あなたたちを救出するため、またその被害を最小限度にとどめるため、職員がいろいろな指示を出しますが、この指示には速やかに従ってください。
特に次の事項を念頭に置き、冷静沈着に行動してください。

(1) 地震

ア 防災頭巾で頭部を覆い、職員の指示を待つこと。

イ 避難の指示があったら、その誘導に従い、整然と避難すること。

ウ 避難中は交談をしないこと。

エ ガラス等の破片物がないか、足元に注意すること。

(2) 火災

- ア 濡らしたタオルで口と鼻を覆い、避難すること。
- イ 閉鎖した防火戸を通行した際は、防火戸を元の状態に戻すこと。
- ウ その他2-(1) 「地震」の注意事項のイ、ウを守ること。

第11 証明書等

当所収容中に在所証明書等の証明書が必要となった場合は、
所定の手続きをもって申し出てください。相当の理由が認められ
ば交付します。

第12 国民年金制度等

1 国民年金制度

(1) 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は、国民年

金の被保険者であり、現に厚生年金等の他の公的年金に加入して

いる場合を除き、施設収容中であっても、保険料の納付や各種

届出をする義務があるので、各自必要な手続を行ってください。

なお、年金の受給資格期間を満たしていないなどの場合は、

最長70歳までの間、任意加入して保険料を納めることができます。

(2) 国民年金には、老後のための老齢基礎年金や、重い障害を負

ったときのための障害基礎年金、遺族の生計を支えるための遺族

基礎年金などがあります。

なお、令和元年10月から、国民年金の受給者のうち、一定

の所得の範囲内にある者については、所定の請求手続を行えば、

年金生活者支援給付金を受給できます（ただし、刑又は保護

処分の執行等を受ける間は受給できません。）。

(3) 保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、い

ざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます

きかない場合があるので、必ず、保険料を納めるか、納めることが

困難な場合には、次の2の手続を行ってください。

(4) 保険料は、納付期限（翌月末日）から2年以内であれば納付す

ることができます。

(5) 住民登録がない被収容者については、矯正施設の長による

在所証明書又は在院証明書（以下「在所証明書等」とい

う。）を添付することにより、住民登録を行わなくても、届出

などの手続を行うことができます。

なお、住民登録がない被収容者については、矯正施設の所在地を住所として住民登録する手続を行うことも可能です。

2 保険料免除制度等

(1) 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている場合等は、届出によって、保険料納付の免除が受けられます（法定免除）。また、出産を行った場合（予定を含む。）は、届出により一定期間、保険料の免除が受けられるほか（産前産後免除）、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが著しく困難な場合は、原則として、住民登録をしている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の免除が認められる場合があるので、必要な者は各自手続を行ってください（申請免除）。

なお、通常、住民登録がない期間については申請免除の対象となりませんが、矯正施設の長による在所証明書等を添付して手続を行うことにより、矯正施設への収容期間については申請免除の対象となります。ただし、その場合は、矯正施設の所在地を管轄する年金事務所等へ免除申請書を提出してください。

(2) 免除申請の手続には所得審査があるところ、所得が少ないと理由に申請免除の手続を行う場合は、市区町村に対する税の申告が行われていることが必要ですが、平成26年10月1日から、税の申告が行われていない場合であっても所得の申立書を添付することで申請免除の手続が可能となりました。また、所得がない場合は所得の申立書の添付は不要です。

なお、保険料納付の免除は、所得基準や失業等を理由として認められますが、矯正施設に収容されたことは免除要件に該当しません。

(3) 申請免除には、所得に応じて保険料全額の支払いが免除される場合と保険料の一部が免除される場合があります。

(4) 一部免除された場合については、残りの保険料を支払わない限り免除期間とはならず、保険料未納期間として扱われる所以、注意してください。

(5) 申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の前年の所得により行われます。

(6) 世帯主又は配偶者の所得が基準額を超えるときは申請免除が受けられませんが、30歳未満の者（平成28年7月以降は50歳未満の者）については、世帯主の所得にかかわらず保険料納付の猶予が認められる場合があります（納付猶予）。また、納付猶予の申請手続については（1）及び（2）の免除申請の手続と同様です。

(7) 申請免除と納付猶予の承認期間については、7月から翌6月までですが、過去2年分まで遡及して申請することができます。

(8) 申請免除及び納付猶予の申請は、毎年度行う必要があります。ただし、全額免除及び納付猶予に限っては、翌年度以降も免除又は猶予の承認を希望することを申請時に申し出ることによって、翌年度以降の申請を省略できる場合があります。

なお、翌年度以降の免除又は猶予の審査において、税の申告が行われていない場合は、年金事務所等から所得の申立書を提出するよう求められます。また、住民登録が行われていない場合は、年金事務所等から在所証明書等の提出を求められます。

(9) 免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年以内で

ついのう
あれば追納することができます。

(10) 収容中に在所証明書等を添付した上で各種手続を行った者

について、社会復帰した後、市区町村役場等において、速やか

に住所登録の手続を行う必要があります（市区町村役場等で

じゅうみんとうろく　おこな
住民登録が行われることにより、年金事務所で管理する住所も

じどうてき　へんこう　おこな
自動的に変更が行われます。）。

なお、社会復帰した後に、遡って申請免除の手続を行うに

あ　さいしょしうめいしょとう　てんぶ
当たっては、在所証明書等を添付することにより、住民登録が

おこな　きょうせいしせつ　しゅうよう
行われておらず、矯正施設に収容されていた期間も申請免除の

たいしよう
対象となります。

3 支給停止等の届出について

(1) 20歳前傷病による障害基礎年金については、刑又は保護

しょぶん　しつこうとう　けいじしせつしゅうようちゅう　しきゆうていし
処分の執行等により刑事施設収容中は支給停止となるため、

じゅきゅうしや　こくみんねんkinじゅきゅうけんじやしきゅうていし　じゅうがいとうとどけ　ていしゅつ
受給者は「国民年金受給権者支給停止事由該当届」の提出

ひつよう　しきゅうていし　とどけで　じゅきゅう　つづ　ごじつ
が必要です。支給停止の届出をしないまま受給を続けると、後日、

さかのぼ　しきゅうていし　おこな　あやま　しきゅう　がく　へんかん　もと
遡って支給停止が行われ、誤って支給された額の返還を求め

がいとう　ばあい　ひつよう　とどけで　おこな
られこととなることから、該当する場合には、必要な届出を行うようにしてください。

しうつしょごまた　しゅついんご　ふたた　じゅきゅう　てつづき
なお、出所後又は出院後に再び受給するための手続について

ねんkinじむしょ　きやくさまそだんしつまた　しちょうそん　まどぐち　かくにん
は、年金事務所のお客様相談室又は市町村の窓口で確認するこ

とができます。

(2) 特別障害給付金については、刑の執行等により受給資格が

しょウめつ　じゅきゅうしや　とくべつしょウがいきゅうふきんじゅきゅうしかく
消滅するため、受給者は「特別障害給付金受給資格

しおめつとどけ　ていしゅつ　ひつよう　しかくしょウめつ　とどけで
消滅届」の提出が必要です。資格消滅の届出をしないまま

じゅきゅう　つづ　ごじつ　さかのぼ　しかくしょウめつ　おこな　あやま
受給を続けると、後日、遡って資格消滅が行われ、誤って

支給された額の返還を求められることとなることから、該当する場合には、必要な届出を行なうようにしてください。

なお、出所後に再び受給するための手続については、市町村の窓口で確認することができます（所定の手續を行なった翌月分から支給されるため、出所後、速やかに手續を行なうようにしてください。）。

(3) 年金生活者支援給付金については、刑又は保護処分の執行等により受給資格が消滅するため、受給者は「年金生活者支援給付金不支給事由該当届」の提出が必要です。資格消滅の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って資格消滅が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなることから、該当する場合には、必要な届出を行なうようにしてください。

なお、出所後又は出院後に再び受給するための手續については、年金事務所のお客様相談室で確認することができます（所定の手續を行なった翌月分から支給されるため、出所後又は出院後、速やかに手續を行なうようにしてください。）。

4 国民健康保険等の保険料の免除について

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に加入している者が刑事施設に収容されている場合は、国民健康保険等の保険料（税方式採用の場合における国民健康保険税を含む。）を減免している市町村等があるので、減免を受けたい場合は、各自で市町村等に減免制度の有無や必要な手續等を確認してください。

5 その他

年金について不明な点がある場合には、施設において閲覧資料を備え付ける等しており、また、保険料納付や年金見込額試算など、

ほんにん ねんきんきろくとう もと そうだん きぼう ぱあい もより ねんきん
本人の年金記録等に基づく相談を希望する場合には、最寄の年金
じむしょ しょくいん しどうとう う しょくいん もう
事務所の職員による指導等を受けることもできるので、職員に申
で し出てください。

第13 刑事施設視察委員会

この委員会は広く国民の意見を反映して刑務所や拘置所の運営改善を図ることを目的とするもので、委員は社会の各団体から推薦された有識者の中から法務大臣が施設ごとに数名を任命することとされています。

任命された委員は施設の運営状況を適宜に視察した上で、所長に対して意見を述べ、所長は委員に対し必要な情報を提供するほか、もっともと思われる意見については、施設の運営に反映させます。また、委員は実情を把握するために、必要に応じて被収容者との面接を行なうことができるほか、被収容者は書面でも委員会に要望や提案を伝えることができますので、希望する人は、その旨を職員に申し出てください。

ただ、次の点については、誤解のないよう注意してください。

1 被収容者は、所長に対して委員との面接を願い出ることがでありますが、実際に面接を実施するか否かは委員が判断するので、願い出たからといって必ず面接を行なうことが約束されるわけではないこと。

2 視察委員会は、被収容者の個人的な不服や苦情を処理することを目的としておらず、他人のひぼう、中傷等を聴聞する機関ではありません。これらは、検討の対象とされないばかりでなく、まじめな要望や提案を吸い上げる機会を遅らせる原因になるので注意すること。

なお、不服申立てについては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第157条以下の「審査の申請」、第1

63条以下の「事実の申告」，第166条以下の「苦情の申出」の制度によることとなります。